

平成 2 4 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

平成 2 4 年 1 2 月 3 日開会

平成 2 4 年 1 2 月 4 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 4 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

1 2 月 3 日

平成24年第1回北杜市議会臨時会（1日目）

平成24年12月3日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

2. 出席議員（22人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
5番 輿水良照	6番 加藤紀雄
7番 原 堅志	8番 岡野 淳
9番 中山宏樹	10番 相吉正一
11番 清水 進	12番 野中真理子
13番 篠原眞清	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

1番 上村英司

2番 小野光一

3番 齊藤功文

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	輿石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	由井秀樹	白州総合支所長	進藤勝
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	齊藤毅		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤精二

議会書記 山内一寿

〃 小澤章夫

開会 午前10時00分

○議会事務局長（伊藤精二君）

事務局長の伊藤でございます。

本臨時会は一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

中村隆一議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

中村議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（中村隆一君）

ただいま、ご紹介をいただきました中村隆一でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回北杜市議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、堀内明野総合支所長は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

また報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○臨時議長（中村隆一君）

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（中村隆一君）

日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただいまの出席議員数は22人であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に上村英司君および小野光一君を指名いたします。

これから、投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

（ 投票用紙・配布 ）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（ な し ）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱・点検)

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開放)

開票を行います。

上村英司君および小野光一君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

開票の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票22票、無効投票0票です。

有効投票のうち渡邊英子君15票、篠原眞清君5票、中村隆一君2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、渡邊英子君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました渡邊英子君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行います。

渡邊英子君、議長就任のあいさつを壇上でお願いいたします。

○新議長(渡邊英子君)

ただいま、お許しをいただきましたので一言ごあいさつを申し上げます。

第4代の議長に選任いただきました渡邊英子です。本当にありがとうございます。

合併以来、ゼロからの出発北杜市、大きな課題を抱えながら一つひとつ大切に話し合いを深めながら解決してまいりました議会の方法を、これからも大切にしていきたいと考えております。その中でも議会に対する期待は、市民の中で大きく感じられる中で、身の引き締まる思いでございます。

10年を迎える議会として市民の皆さんの生活の向上と、それから活発な活力のある北杜市を迎えるためにも、議員の皆さんとその負託に応えるために議員各位のそれぞれの研鑽と、それから議会の実力を付けるためにも、皆さんとともに一緒に頑張ってまいりたいと思っております。

期待される議会を迎えるためにも、力のない私です、皆さんのお力添えがあってこそスムーズな議会運営がされていくと思っております。議長としましては公平、かつ円滑な議会運営ができるよう、また市民の皆さんに開かれた明るい議会となるよう一生懸命精進してまいりたい

と思っております。

目指すところは、行政も議会も市民の幸せということは同じだろうと思っております。その目的に果たす役割は違って精いっぱい努力し、皆さんの期待に応え得る議会として頑張りたいと思います。

皆さまのご協力と、それから温かいご支援をこれからもよろしくお願い申し上げながら就任のあいさついたします。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（中村隆一君）

皆さまのご協力によりまして無事、臨時議長の職務を果たすことができました。ありがとうございました。

以上で、臨時議長の職務を終わります。

それでは渡邊英子議長、議長席にお着き願います。

○議長（渡邊英子君）

これから、議長を務めさせていただきます。皆さまのご協力をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

議事日程について、お諮りいたします。

ただいま、お手元に配布いたしました議事日程のとおり本日の日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議事日程を追加することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

1番議員 上村英司君

2番議員 小野光一君

3番議員 齊藤功文君
を本臨時会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から明日4日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日から4日までの2日間と決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第4 副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は指名推選により行いますか、投票により行いますか、お諮りいたします。

（「投票。」の声）

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は22人であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 上村英司君および2番 小野光一君
を指名いたします。

これから、投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

（投票用紙・配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱・点検）

異常なしと認めます。

これから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（なし）

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 放)

開票を行います。

上村英司君および小野光一君は、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

開票の結果を報告いたします。

投票総数 22 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 22 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち坂本静君 15 票、篠原眞清君 5 票、清水進君 2 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 6 票であります。

したがって、坂本静君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました坂本静君が議長におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。

坂本静君、副議長就任のあいさつを壇上でお願いいたします。

○新副議長 (坂本静君)

ただいま、議長の指名がございましたのでごあいさつを申し上げます。

ただいまの副議長の選挙によりまして、皆さま方のご推挙により副議長に就任をさせていただきました。

第 3 期目を迎えるこの市議会でございます。北杜市も合併から 8 年が経過し 9 年目となるわけでございますが、さまざまなことで諸問題もたくさん浮上しているところでございますが、私も副議長として渡邊議長をしっかり支えながら、そして市民の皆さま、議員の皆さま、そして執行の皆さまのご指導とご協力をいただく中で、微力ながら私の使命をまっとうしたいと努力するつもりでございます。

どうか皆さま方には私を支えていただくべくご指導をよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊英子君)

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は 12 月 4 日、午前 10 時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前 10 時 54 分

平成 2 4 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

1 2 月 4 日

平成24年第1回北杜市議会臨時会（2日目）

平成24年12月4日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 市長所信表明
日程第2 常任委員会委員の選任について
日程第3 議会運営委員会委員の選任について
日程第4 議会広報編集委員会委員の選出について
日程第5 選挙第3号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙
日程第6 選挙第4号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙
日程第7 選挙第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第8 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
日程第9 承認第6号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第10 議案第108号 訴えの提起について（擁壁設置工事等請求事件）

2. 出席議員（22人）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 上村英司 | 2番 小野光一 |
| 3番 齊藤功文 | 4番 福井俊克 |
| 5番 輿水良照 | 6番 加藤紀雄 |
| 7番 原 堅志 | 8番 岡野 淳 |
| 9番 中山宏樹 | 10番 相吉正一 |
| 11番 清水 進 | 12番 野中真理子 |
| 13番 篠原眞清 | 14番 坂本 静 |
| 15番 中嶋 新 | 16番 保坂多枝子 |
| 17番 千野秀一 | 18番 小尾直知 |
| 19番 渡邊英子 | 20番 内田俊彦 |
| 21番 中村隆一 | 22番 秋山俊和 |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	輿石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	由井秀樹	白州総合支所長	進藤勝
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	山内一寿
〃	小澤章夫

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本日、議題とする予定でありました同意第3号 北杜市教育委員会委員の選任について議会の同意を求める件および同意第4号 北杜市教育委員会委員の選任について議会の同意を求める件の2件については市長から撤回したい旨の申し出があり、会議規則第19条第1項ただし書きの規定により、これを許可いたしますのでご報告いたします。

なお、堀内明野総合支所長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届がありました。

また報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしますのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 市長所信表明。

初議会にあたり、白倉市長の所信表明を行います。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成24年第1回北杜市議会臨時会の開会にあたり、私の市政運営に関する所信の一端を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

師走を迎え、わがふるさと北杜市の高山も雪景色となり、いよいよ本格的な冬の訪れとなりました。議員各位ならびに市民の皆さんにおかれましても、健康管理に細心の注意を払い厳しい冬を乗り切っていただきたいと思っております。

去る11月18日に執行された市議会議員一般選挙において、めでたくご当選されました議員各位には心からお祝いを申し上げます。

私もこのたびの市長選挙において、市民の皆さんや議員各位からの温かいご支援を賜り、おかげさまでもちまして再選することができました。心より厚くお礼を申し上げます。

まさに身の引き締まる思いがしております。市議会と執行、合い協力して力みなぎる北杜市をつくってまいりたいと思っております。

平成16年11月に北杜市が誕生し、早8年が経過いたしました。しっかりとした北杜市の礎を築こうと微力ながら全力で市政運営にあたってまいりました。地方分権・地域主権が進み、併せて人口減少の時代の到来や超少子高齢化など社会構造の厳しい変化、また住民の価値観の多様化による行政ニーズの複雑化など今、大きな変動の渦中にあります。住民に最も身近な自治体である市町村にはますます自主・自立した創意工夫が求められ、責任も増大しております。

今、私たちはふるさと北杜市をどのように構築していくかが求められています。また自分たちのふるさと北杜市は、自分たち市民の力で守り築いていく時代でもあります。豊かな自然環境や首都圏からの利便性など北杜市の潜在能力を生かし、さらに存在感を高め、そして市民の

皆さまとともに地域力を高めてまいりました。その中で北杜市の一丁目一番地は財政の健全化であります。後世、子や孫への負担を軽減し、持続可能で将来に責任を持てる舵取りをしてまいりましたが、市民の皆さまに痛みを伴っていることも事実であります。おかげさまで実質公債費比率の改善をはじめ、国・県からも評価をいただけるほど成果が表われてきております。財産区を除く全会計においてピーク時から市債残高を約170億円減らし、基金保有額を約110億円増やし、おおむね280億円の改善を図ってまいりました。改めて市民の皆さまにご理解・ご協力をいただいたことに感謝を申し上げます。

しかし合併10年後から普通交付税の段階的縮減が見えており、国も先が見えない不安定な時代であります。市といたしましても国の動向を注視するとともに、平成23年2月に策定した第2次北杜市行政改革大綱に基づき、引き続き税収の確保、市債の発行抑制、経常経費の削減等の行財政改革を進め、市民の皆さまに安心していただける市政運営を行ってまいりたいと考えております。

またわが北杜市は山岳景観日本一、国蝶オオムラサキが舞い日本一の名水の里、そして日照時間日本一とまさに山紫水明といえる自然豊かなふるさとであり、誇りでもあります。しかし、この豊かな自然や景観は、先人から受け継いだ限りある財産でもあります。地域の財産を守り恵まれた地域資源に磨きをかけ、後世に引き継いでいかなければならないと考えております。これまで人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市の実現に向け、北杜市総合計画の8つの杜づくりを政策の柱として、市民の皆さまと行政が一体となって財政の厳しい中ではありますが新市の建設にチャレンジし、夢や希望の持てる施策を展開してまいりました。

まだまだ課題もありますが北杜市には多くの夢、ロマンもあります。私は3期目の市政の舵取りを行うにあたり、市民とともにを基本にみずから求めて汗をかき、職員と一緒にさらなる躍進をモットーに、市民に信頼される市政を推進してまいります。

なお、重点的な施策といたしましては次のものに取り組んでまいります。

はじめに、原っぱ教育の推進であります。

ふるさとづくりは人づくりからを念頭に原っぱ教育を推進し、不屈な精神と大志を持った人材の育成を目標に、引き続き心身ともにたくましい北杜っ子を育ててまいります。

次に、生涯教育についてであります。

ふるさとにしながら本物に接し、一流に触れる機会の創出に努めてまいりました。引き続き企業等からのご寄附をいただき、芸術・文化スポーツ振興基金等を活用する中で各種芸術文化活動に対し支援してまいりたいと考えております。そのことにより北杜市のグレード、品格が高まり市民一人ひとりの人生の肥やしになると信じております。北巨摩の北杜市の教育力という塊を大切に、それを磨き、さらに大きくしていきたいと思っております。

次に、超少子高齢化社会へのスタンスについてであります。

平成21年度から全国的にも珍しい保育料の第2子以降無料化等、子育て世代への経済的負担軽減策を講じており、さらに保育園や放課後児童クラブの改修等、子育て関連施設の環境整備を行いました。

また、ベビーズバカスタウンの整備やファミリーサポートセンターの設置などの子育て支援策の充実に加え、福祉ハローワーク設置事業を開始し、子育て世代等の就労も支援しております。

少子化はふるさと存続の危機であり、大きな行政課題であることから、専門医の開業に対す

る助成制度の創設や子育てしやすい住宅の整備など、安心して子どもを産み育てる環境を整えてまいります。

高齢者対策としては、あんきじゃんネットワーク事業の協定を締結し、通常の業務の中で地域住民の異変に気づいたときに市に連絡をしていただき、必要な支援につなげております。地域ぐるみで福祉の向上に取り組むことができ、大変意義深いことと思っております。

なお、地域で支える体制づくりを目指して高齢者の交流拠点の整備、配食や見守り等を行う生活支援総合事業等、さまざまな高齢者施策も展開しております。今後もこれらの事業が地域に根ざし、絆が深まり高齢者が住み慣れた地域で安全で安心した生活ができるよう努めてまいります。

次に、市立病院の充実についてであります。

地域医療の充実は大きな課題であります。医療を取り巻く環境は厳しさを増しており、医師不足の中、2つの市立病院、2つの市立診療所は地域医療の中核的役割を果たしております。開業医とも連携を図りつつ、自治体病院としての役割や課題について検討を重ね、さらに機能の充実を図ってまいります。

次に、自然エネルギーへの取り組みについてであります。

低炭素社会を目指す取り組みは、人類の大きなテーマとなってきました。太陽光や小水力発電など自然エネルギーのトップランナーとして北杜市の特色を生かすべく、新エネルギーを推進する組織の構築を図ってまいります。

次に働く場の確保、産業振興についてであります。

農業を基幹産業として位置づけ、国・県の補助事業を効果的に活用し農業生産基盤の整備に取り組めます。大規模野菜生産団地や大規模農地には農業生産法人等に参入していただき、地域農業の活性化と地域の雇用の創出に努めます。また首都圏からの利便性や豊かな自然環境を生かした企業の誘致や商工、農業、観光などの連携による振興も図ってまいります。

次に有害鳥獣対策と農地の高度利用、農業振興についてであります。

農作物に影響を与える有害鳥獣への対策を引き続き積極的に進めてまいります。また多様な担い手の農業参入を促進して農地利用の高度化を図るとともに、地域特性を生かした畦畔等の有効活用を国・県等へ働きかけてまいります。

このたび、農林水産省の関係で農業農村整備を通じた低炭素時代のあり方などを検討する委員会のパネラーに私、選任していただきましたので、農地の高度活用についてしっかり主張してまいりたいと思います。

次に、大学や企業との連携による地域活性化についてであります。

これからは連携の時代でもあります。地域の再生・活性化対策に専門的見地から協力をいただくため、早稲田大学、山梨大学、東京藝術大学、東京工業大学、東京大学やネクスコ中日本などとの産学官の連携を一層深めていきます。また民間団体との協力により、さらなる地域力の向上を目指し、地域産業の活性化、観光振興や健康づくりに取り組み、新たな飛躍と北杜市のグレードアップに努めてまいります。

なお、これらの施策の実現や市政全般における課題等のために助言、支援、または情報提供を受けるべくアドバイザーの配置も検討してまいります。

力みなぎるロマン溢れる北杜市をつくるため、常にチャレンジ精神と改革意識をしっかり持ち、特徴を出し小さくとも光り輝くふるさと北杜市を築くため、限りない未来に向け市民の皆

さまとともにさらなる飛躍へと最善を尽くしていく覚悟であります。それがベンチャー自治体北杜市であります。

また、高度成長期に私たちが失ったものへの反省があります。都会をつくるのではなく都会と連携・共生すること、恵まれた自然環境の中で歴史と伝統の上に文化の香りがする心豊かな地域づくりを目指し、北杜市に自然と足が向かう、心がよるような一流の田舎町といわれるような存在感のあるふるさとにしていきたいと思っております。

以上3期目の市政運営にあたって基本的な考え方、今後、重点的に取り組む施策の概要を申し上げます。これからも市政は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕することを肝に銘じて、愛郷・愛民、ふるさと北杜市の礎をしっかりと築き、市民の皆さまの声を大切に新しい扉を開き、人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市の実現に向け、まい進する覚悟であります。

議員各位をはじめ、市民の皆さまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、北杜市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに各常任委員会を招集いたします。

場所につきましては総務常任委員会は第1委員会室で、文教厚生常任委員会は第2委員会室で、経済環境常任委員会は第3委員会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

各常任委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長に中嶋新君、副委員長に上村英司君。

文教厚生常任委員会委員長に福井俊克君、副委員長に野中真理子君。

経済環境常任委員会委員長に相吉正一君、副委員長に小野光一君。

以上のとおり、各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、北杜市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会運営委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長互選の上、議長に報告されますよう、ここに委員会を招集いたします。

場所につきましては、議会運営委員会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

議会運営委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に千野秀一君、副委員長に原堅志君。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第4 議会広報編集委員会委員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報編集委員会委員の選出につきましては、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報編集委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選出されました議会広報編集委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに委員会を招集いたします。

場所につきましては、第2委員会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会広報編集委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

議会広報編集委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

議会広報編集委員会委員長に千野秀一君、副委員長に輿水良照君と加藤紀雄君。

以上のとおり、議会広報編集委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第5 選挙第3号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

峡北広域行政事務組合議会議員に齊藤功文君、輿水良照君、加藤紀雄君、相吉正一君、清水進君、野中真理子君、篠原眞清君、千野秀一君、小尾直知君、秋山俊和君の10人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました10人を峡北広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が峡北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました諸君が議場におられます。

本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第6 選挙第4号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

峡北地域広域水道企業団議会議員に上村英司君、岡野淳君、中山宏樹君、中嶋新君、保坂多枝子君、内田俊彦君、中村隆一君の7人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました7人を峡北地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が峡北地域広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第7 選挙第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に福井俊克君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました福井俊克君を山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました福井俊克君が山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました福井俊克君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○議長(渡邊英子君)

日程第8 報告第13号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

報告第13号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので議会に報告するものであります。

内容につきましては、各担当部長から報告いたします。

○議長(渡邊英子君)

次に内容説明を順次、担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

2ページをご覧いただきたいと思っております。

専決第1号

専決の日付は平成24年10月9日となります。

これは公有自動車事故にかかる損害賠償の額の決定によるものでございます。

損害賠償の額 3万7,798円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市須玉町在住の女性でございます。

損害賠償の理由 平成24年8月6日、午前8時15分ごろ、北杜市須玉町大蔵734番地付近の県道須玉・中田線のT字路において、小淵沢総合支所職員の運転する公有自動車は左側より進入してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が破損したため、責任割合に応じて損害賠償を行うものであります。

支払い方法 相手方から市への損害賠償額2万3,576円を相殺した額2万4,578円が市の指定した口座へ相手方から支払われるものでございます。

○議長(渡邊英子君)

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

3ページをご覧いただきたいと思います。

専決第2号につきましては、道路の管理瑕疵にかかる損害賠償の額の決定について報告するもので、平成24年10月9日付けで専決処分させていただきました。

内容ですけれども、損害賠償の額は39万8,779円。

損害賠償の相手方 山梨県北杜市長坂町に在住する女性。

損害賠償の理由 平成24年7月20日、午後3時4分ごろ、相手方が北杜市長坂町長坂上条2570番地1付近の市道長坂上条40号線を走行中に道路上の冠水個所に進出した衝撃で相手方車両前部のバンパーおよび構成部品が損傷したため、責任割合に応じて損害賠償を行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として保険会社から支払われるものでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

以上で、報告第13号の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

日程第9 承認第6号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

承認第6号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、12月に執行される衆議院議員総選挙の事務経費について補正予算を専決処分したので議会へ報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

次に、内容説明を担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

承認第6号 専決処分事項報告の件であります。

平成24年度北杜市一般会計補正予算書（第3号）についてであります。

緊急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたために議会の承認を求めるものでございます。

1ページ目をご覧ください。

専決処分の日付につきましては、平成24年11月16日でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,165万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を293億

5,934万円とするものでございます。

これにつきましては衆議院の解散に伴い、12月に執行される予定の衆議院議員総選挙にかかる事務の準備について早急に対応を行う必要があったため、事務費予算の専決処分を行ったものでございます。

2ページをお開きください。

まず歳入についてであります。15款県支出金、3項県委託金につきましては衆議院選挙費委託金でありまして3,165万9千円の増額でございます。

続いて3ページの歳出であります。

2款総務費、4項選挙費3,165万9千円の増額は衆議院議員総選挙を実施するために必要な選挙事務費であります。

よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、承認第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第10 議案第108号 訴えの提起について（擁壁設置工事等請求事件）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第108号 訴えの提起についてであります。

平成24年6月28日に議決され、事件番号 平成24年わの第377号で甲府地方裁判所へ提訴しています擁壁設置工事等請求事件につきまして、本訴えに当該土地および建物の所有者を被告当事者として追加するため、新たに訴えを提起したく地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをよろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

次に、内容説明を担当部長に求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは議案第108号 訴えの提起（擁壁設置工事等請求事件）についてご説明申し上げます。

議案書をお開きください。

地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、本訴訟の提起につきまして議会の議決を求めるものであります。

提案理由でございますが、本年7月に甲府地方裁判所へ提訴いたしまして現在、係争中であります擁壁設置工事等請求事件につきまして、本訴訟に当該土地ならびに建物の所有者でございます塩川観光開発有限会社を被告当事者として追加するため、新たに訴訟を提起いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

請求内容でございますが、先の訴訟と同様の内容でありまして、請求の相手方により繰り返した行われた違法な建築や土地造成により、市道須玉若神子31号線が崩落する危険が生じていることから、擁壁の設置工事ならびに法定外道路内の建物の撤去および同用地の明け渡しを求める訴訟を提起するものでございます。

請求の相手方は北杜市明野町上神取1881番地、塩川観光開発有限会社、代表者 取締役、佐田和彦であります。

よろしくご審議の上ご議決をくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第108号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第108号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第1回北杜市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時19分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	山内 一寿